

ステップ2 実施時期

実施時期については、設備又は作業方法を変更したり、新規に採用した場合や、労働災害が発生した場合等がありますが、「まずは、リスクアセスメントをやってみよう」ということで、危ないと思われる作業・作業場所を導入時の対象として絞り込み、できるところからリスクアセスメントを始めます。

リスクアセスメントの実施が求められる時期は、次のようなときがあります。

【実施時期】

- ① 建設物を設置する、移転する、変更する、又は解体するとき。
- ② 設備を新規に採用する、又は変更するとき。
- ③ 原材料を新規に採用する、又は変更するとき。
- ④ 作業方法又は作業手順を新規に採用する、又は変更するとき。
- ⑤ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
 - ア 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
 - イ 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

留意事項

- 1 実施時期の⑤ イの時期は、実施した調査等について、設備の経年劣化等の状況の変化に対応するため、定期的に再度調査等を実施し、それに基づくリスク低減措置を実施することが必要なためのものです。
- 2 実施時期の⑤ イの「新たな安全衛生に係る知見」には、例えば、社外における類似作業で発生した災害や、化学物質に係る新たな危険有害情報など、従前は想定していなかったリスクを明らかにする情報があります。

ステップ3 情報の入手

リスクアセスメントの実施に当たり、入手すべき情報としては、作業手順書、ヒヤリハット事例、労働災害の事例や類似災害情報等がありますが、これらを作業員から報告させる仕組みが必要です。

入手すべき情報としては、具体的に次のようなものがあります。

- ① 作業標準、作業手順書等（操作説明書、マニュアル）
- ② 機械、設備等の仕様書及び取扱説明書
- ③ 化学物質等の安全データシート（MSDS）
- ④ 機械設備等のレイアウト等、作業の周辺の環境に関する情報
- ⑤ 作業環境測定結果等（特殊健康診断結果、生物学的モニタリング結果）
- ⑥ 混在作業による危険性等、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
- ⑦ 災害事例、災害統計等（事業場内の災害事例、災害の統計・発生傾向分析、トラブルの記録、労働者が日常不安を感じている作業等の情報。また、同業他社、関連業界の災害事例等）
- ⑧ ヒヤリハット事例
- ⑨ 危険予知活動の記録
- ⑩ 職場パトロールの記録
- ⑪ 職場改善提案の記録及びその具体的内容
- ⑫ 整理整頓活動の記録
- ⑬ その他調査等の実施にあたり参考となる資料等

留意事項

情報の入手に当たっては、現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料等だけでなく、非定常作業に係る資料等も含める必要があります。